

秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日 三原市消防本部



住宅
防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



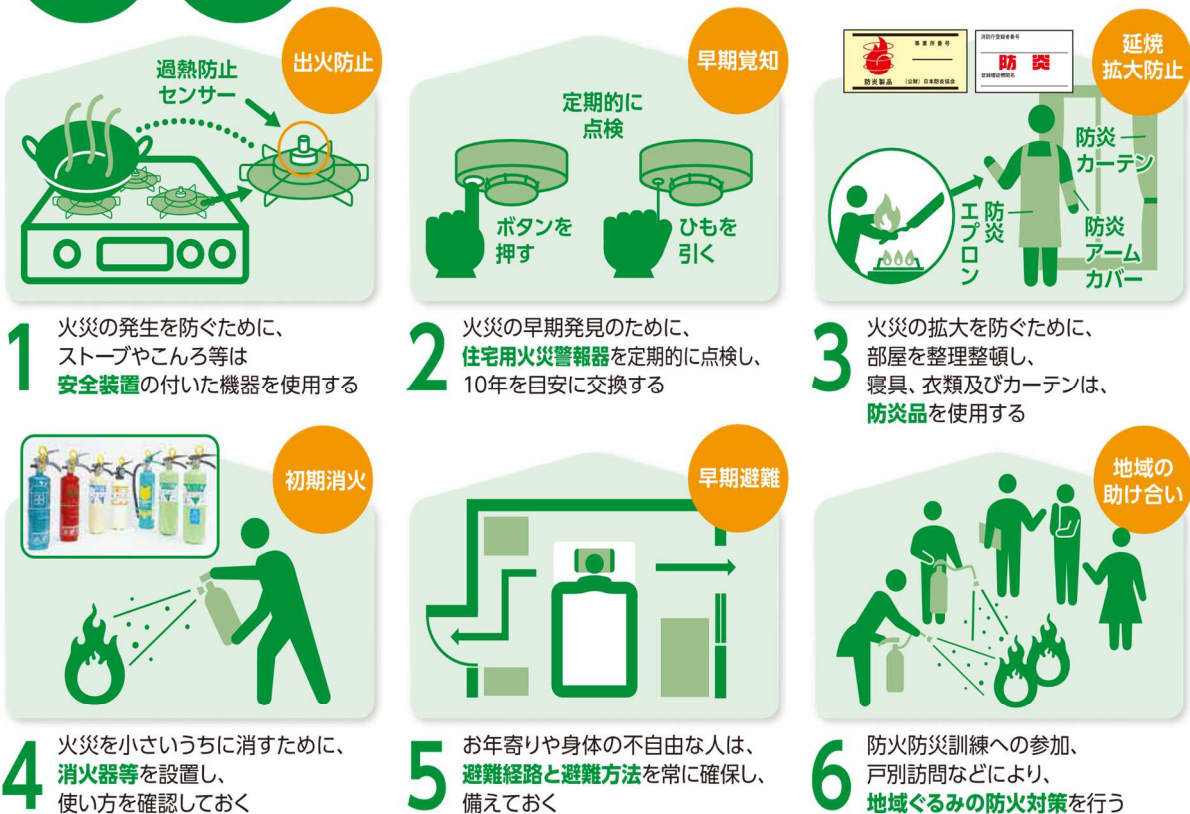
1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

【お問い合わせ】

三原市消防本部 予防課
建築指導係 多々良 / 予防係 内田
TEL (0848) 64-5927

裏面へ

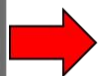
あなたの命を守るマイナ救急



マイナ救急とは・・・

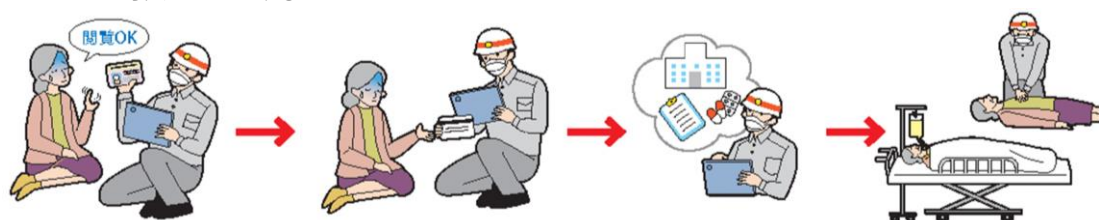
救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



- ①傷病者が情報閲覧に同意する
- ②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要
- ③隊員が医療情報を閲覧する
- ④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

実証事業開始

令和7年10月1日から

（令和8年度から本格運用予定）

実施救急隊数：8隊



マイナ救急にご理解、ご協力をお願いします。（総務省消防庁HP）

マイナ救急説明用HP
（総務省消防庁HP）

総務省消防庁



【お問い合わせ先】

三原市消防本部警防課救急係

TEL：0848－64－5924